

令和 2 年 12 月 11 日

指定管理者の指定について

(練馬区立光が丘区民ホール、練馬区立はつらつセンター光が丘および
練馬区立光が丘デイサービスセンター)

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘区民ホール、練馬区立はつらつセンター光が丘および練馬区立光が丘デイサービスセンターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区光が丘六丁目 4 番 1 号
社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団
理事長 福 島 敏 彦

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（ 5 年間 ）

4 選定の経過

令和 2 年 4 月 10 日	第 1 回指定管理者選定小委員会（練馬区立はつらつセンター光が丘および練馬区立光が丘デイサービスセンター） （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）
4 月 24 日	第 1 回指定管理者選定小委員会（練馬区立光が丘区民ホール） （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）
5 月 19 日	令和 2 年度第 1 回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

7月3日	第2回指定管理者選定小委員会（練馬区立光が丘区民ホール、練馬区立はつらつセンター光が丘および練馬区立光が丘デイサービスセンター合同） （募集要項の審議）
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月22日	募集説明会（参加団体数1）
7月23日～8月11日	応募書類受付（応募団体数1）
8月17日	経営診断委託
8月28日	第3回指定管理者選定小委員会（練馬区立光が丘区民ホール、練馬区立はつらつセンター光が丘および練馬区立光が丘デイサービスセンター合同） （応募団体運営施設の実地調査） （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施） （応募団体の評価、採点）
11月9日	令和2年度第2回指定管理者選定委員会 （応募団体の審査、指定管理者候補の決定）
12月11日	令和2年第四回練馬区議会定例会 （指定管理者指定議案議決）

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、区内において、多数の高齢者施設を運営している利点を生かし安定した施設運営が行われていること、質の高い介護サービスを提供しながら多職種連携による柔軟な対応が期待できること、さらに、同じ建物内にある3施設それぞれの機能を生かすとともに、連携した効率的な施設運営を提案していること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が練馬区立光が丘区民ホール、練馬区立はつらつセンター光が丘および練馬区立光が丘デイサービスセンターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高い。

また、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

個人情報保護規程に基づいて、法人としての個人情報の管理に当たる個人情報統括管理責任者、所管部署での個人情報保護管理責任者、個人情報取扱責任者を置くなど、個人情報保護についての意識が高く、団体運営の透明性・公正性が確保されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、役員等の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的開催されている。

法人本部のサービス向上担当課、苦情解決委員会等、職場以外にも相談窓口を設け、法人全体で職員の処遇改善に取り組んでいる。

団体の施設運営実績

練馬区内で複数のデイサービスセンターやはつらつセンター、敬老館を運営するなど、福祉分野において多数の実績がある。また、練馬区立光が丘区民ホール、練馬区立はつらつセンター光が丘および練馬区立光が丘デイサービスセンターの現運営事業者であり、指定期間中における運営実績も良好であるため、施設の貸出しを含め今後も安定した運営を行う能力を有している。

区内事業者か否か

区内事業者である。

【提案審査】

施設運営体制

法人本部機能を活用した、施設間での有効な取組や事故事例等の情報共有や、定期的実施する法人管理者層による経営会議での、サービス向上に向けた情報の共有、経営分析等の実施、法人リスクマネジメント委員会等による指導の活用など、法人全

体で運営体制の向上に引き続き取り組んでいく考えであり、評価できる。

利用者懇談会や利用者アンケートの実施のほか、受付窓口にご意見・苦情等窓口を明示したり、各種利用者等が気軽に意見を提出できるように「ご意見箱」を備えたりするなど、引き続き、積極的に利用者ニーズの把握を行い、サービス向上につなげていく考えがある。また、光が丘地域包括支援センターと連携し、光が丘地域の人口動向や地域課題を踏まえた効果的な事業展開についても継続していく考えがあり、いずれも評価できる。

質の高いサービスの提供に向け、人材育成を重要な柱とし、5年単位の中期計画に基づく年度ごとの研修計画の立案や、それに基づく様々な研修、資格取得支援など職員の質の向上に精力的に取り組んでいる点が評価できる。

新型コロナウイルス感染症対策については、施設利用時の検温や消毒、館内巡回による利用者への声掛けや、陽性者が発生した場合の初動フローの整備等、感染予防を徹底して運営していくほか、事業においては、自宅でできる体操を導入していくなど、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施設運営に継続して取り組んでいく考えであり、評価できる。

利用者等への対応

「利用者からの苦情解決の取組に関する実施要綱」に基づき、本部、全事業所における実施体制を整備している。また、ご意見箱の設置や利用者アンケートの実施により、引き続き、公正性と透明性を確保した運営を行う提案があり、評価できる。

「障害者差別解消法」「練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいた対応を行い、障害のある方が不自由なく生活できるよう配慮するなど、引き続き、利用者の状況に応じて対応する提案があり、評価できる。

施設の維持管理・安全性への配慮

各種有事に備え、緊急連絡網、BCP（事業継続計画）等を整備し、迅速に対応できる体制を構築しており、施設単独では解決が困難かつ人的支援等が必要な場合は、近隣の法人内施設との連携のもとに対応するといった相互支援体制を確立しているなど、安全性を高めるための様々な取組を継続していく提案があり、評価できる。

効率的な管理運営

練馬区立はつらつセンター光が丘と練馬区立光が丘デイサービスセンターには、施設の特성에応じた専門職を多数配置しており、これら職員を積極的に活用した効果的

な事業が行われることが期待できる。

専門職を相互に活用し、職場内研修や事業連携を行うほか、光が丘区民ホール職員も含め、利用者への案内等について協力して対応するなど、様々な職種の職員が施設ごとの垣根なく一体となって対応していく体制が構築されており、効率的に管理運営されることが期待できる。

施設特性に応じた評価項目

練馬区立光が丘区民ホールでは、新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、感染予防策を講じた上で区民に対して活動の場を提供するなど、現在のサービス水準を維持し、これまでのノウハウを生かす提案があり、評価できる。また、現在発行している広報誌についてコンセプトの見直しや発行回数の増加など、利用率向上に向けた広報活動についての具体的な提案があり、評価できる。

練馬区立はつらつセンター光が丘では、感染予防策を講じた上で利用者の事業参加機会の確保をしていくとともに、はつらつセンター光が丘に来館しなくても自宅で取り組めることを増やしながらかつ「つながり」が継続できるように新たな取組を進めていく提案があり、評価できる。

練馬区立光が丘デイサービスセンターでは、日常動作にテーマを絞った体操や脳トレなどによる認知症予防事業など、自立支援・重度化防止に取り組んでいる。また、看護師をサービス提供時間内に配置しているほか、介護士についても定数より多く配置しており、重度者への介護が行えるように介護福祉士等の専門職を配置しているなど、中重度者受入れのための体制を構築しており、いずれも評価できる。

3施設の職員が連携を強化しながら、3施設の利用者が相互に交流できる機会や事業を提供し、生きがいづくりや社会参加に引き続きつなげていくとともに、地域の高齢者の居場所づくりや、世代や分野を超えてつながりあう地域共生社会の構築に向けて、地域づくりやネットワークづくりに積極的に取り組んでいくなど、今後も一体的かつ効率的にサービス提供をしていく考えがあり、評価できる。

地域への貢献

区民雇用を積極的に進めるとともに、物品の購入に当たっては区内業者を優先し、業務の再委託も専門分野以外は区内業者を優先していく提案があり、評価できる。

ボランティアコーディネーターが中心となり、はつらつセンター光が丘の利用者を中心にシニア世代のボランティアグループの組織化も支援するなど、高齢者の社会参

加を促進し、地域コミュニティの充実化に向けた提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果
 (練馬区立光が丘区民ホール、練馬区立はつらつセンター光が丘および
 練馬区立光が丘デイサービスセンター)

	評価項目	評価基準	配点	得点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点	4点
	2 組織体制	個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 情報公開の取組 法令等の遵守(労働関係法令の遵守を含む。)に対する団体の取組	5点	4点
	3 団体の施設 運営実績	光が丘区民ホール、はつらつセンター光が丘および光が丘 デイサービスセンターと同種、同規模施設の運営実績 現在、運営している施設の状況および施設での取組内 容・取組の成果 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者 か否か	区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点	10点
提 案 審 査	5 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な 考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制	30点	24点
	6 利用者等へ の対応	利用者への公平公正な対応 利用者等の人権の配慮 苦情解決体制 職員の接遇に関する取組	20点	16点
	7 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点	24点
	8 効率的な管理 運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施設特性に応 じた評価項目	自立支援・重度化防止の取組 中重度者受入れのための取組 高齢者の健康づくり・介護予防・社会参加の推進に向け た取組 近隣施設との連携 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案 多目的ホール等、施設の効率的な管理運営の提案	30点	24点
	10 地域への貢献	区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者か らの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	162点